

里山保全事業

- 1 高知市里山保全条例
- 2 里山保全審議会及び対策委員会 経過

1 高知市里山保全条例

定 義 (第2条)	1) 里山	市街地，集落地及び農地周辺の山地斜面に成立している樹木の区域又は樹林と草地，農地，水辺地等が一体となって健全な生態系を構成している区域若しくは構成しうる区域をいう。
	2) 土地所有者等	里山を所有し，管理し，又は占有している者をいう。
背 景	<p>・小高坂山の宅地開発に関して，現行の法制度では為す術が無く，住民の声に答えられず，開発を止められなかった経過や，98' 豪雨で都市周辺部での災害の発生。</p> <p>・山の開発及び荒廃は保水力の低下をもたらし，浸水災害やがけ崩れをもたらす状況であることなどから，開発抑制を背景とした「高知市里山保全条例」を制定。平成12年の条例施行に伴い都市整備部から環境部へ移行。</p>	
目 的 (第1条)	自然と調和した潤いと安らぎのある安全かつ健康で文化的な都市の形成に寄与すること。	
基本理念 (第3条)	<p>里山の保全は，里山が現在および将来にわたり市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し，次に掲げる指針に従い，この限られた資源を，将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 防災機能の確保，都市の生活環境の保全と回復を図ること。 2) 生物種の維持，自然循環の維持その他自然の多様性に着目した自然環境の保全と回復を図ること。 3) 地域文化・歴史の学習・伝承の場として，市民参加を主体とした自然環境の保全と回復を図ること。 	
概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1) 里山保全地区の指定(指定先行が可能) <ol style="list-style-type: none"> ①防災機能を確保するため ②潤いと安らぎのある都市環境を形成するため ③健全な生態系を保持するため ④人と自然の豊かな触れ合いを保持するため ⑤歴史及び文化を伝承するため <p>に保全することが必要な里山の調査を行い，土地所有者への周知を図った後，案の縦覧，里山保全審議会への諮問を経て里山保全地区の指定。</p> 2) 里山保全協定の締結 里山保全の実効性を確保するために，里山保全地区内の土地所有者等の協力を得て，「里山保全協定」を締結。 (3) 市民の里山の設置 里山保全地区の中で，市民が積極的に自然と触れ合う場としてふさわしい地区は，土地所有者等との契約によって「市民の里山」として開放する。市民の里山では，維持管理などを通じて市民参加による里山保全を図る。 (4) 行為の届出 (指定した段階から行為の届出が必要) 里山保全地区内での開発などの行為を行う場合は届出が必要。里山保全地区内の行為で，一定規模以上のもは「緑地確保」に関する基準に適合するよう指導・勧告を行う。勧告に従わない場合は，氏名の公表，無届や虚偽の届出の場合は，氏名の公表や罰則（10万円以下の罰金）が適用される。 	

制 限	指 定 (行為届出)	<ul style="list-style-type: none"> ・10㎡以上の新築，改築，増築 (建築物その他，社寺境内地又は墓地における鳥居，墓碑等) ・木竹の伐採又は移植（通常の管理は除く） ・水面の埋め立て ・その他，里山の保全に影響を及ぼす恐れのある行為（規則第4条） 												
	協 定	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書に記載された制限行為。 <p style="text-align: center;">+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定の遵守と自然環境の保全と回復に努めること。 ・協定区域内での樹木及び地形の変動を市長へ届けること。 <p style="text-align: right;">} 土地所有者等の義務</p>												
支援体制	<p>◆助成金（対象：保全協定を締結した地権者） (平成28年度) 508千円 固定資産税相当額+10円/㎡×協定面積</p> <p>◆補助事業（対象：事業を行う地権者又は地権者及び住民又は法人） (平成28年度) 1件</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 里山林整備事業</td> <td>: 補助率3/4</td> <td>限度額750千円</td> <td>191千円</td> </tr> <tr> <td>2) 竹林整備事業</td> <td>: 補助率3/4</td> <td>限度額1,500千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 付帯設備等整備事業</td> <td>: 補助率3/4</td> <td>限度額300千円</td> <td></td> </tr> </table>		1) 里山林整備事業	: 補助率3/4	限度額750千円	191千円	2) 竹林整備事業	: 補助率3/4	限度額1,500千円		3) 付帯設備等整備事業	: 補助率3/4	限度額300千円	
1) 里山林整備事業	: 補助率3/4	限度額750千円	191千円											
2) 竹林整備事業	: 補助率3/4	限度額1,500千円												
3) 付帯設備等整備事業	: 補助率3/4	限度額300千円												
指定及び協定状況	<p>◆里山指定 (平成13年9月) 葛島山，秦山 (平成25年4月) ノツゴ山</p> <p>◆里山保全協定締結</p> <table border="0"> <tr> <td>葛島山</td> <td>(平成25年4月～平成35年3月)・・・第2期協定</td> </tr> <tr> <td>秦山</td> <td>(平成26年4月～平成36年3月)・・・第2期協定</td> </tr> <tr> <td>ノツゴ山</td> <td>(平成26年4月～平成36年3月)・・・第1期協定</td> </tr> </table>		葛島山	(平成25年4月～平成35年3月)・・・第2期協定	秦山	(平成26年4月～平成36年3月)・・・第2期協定	ノツゴ山	(平成26年4月～平成36年3月)・・・第1期協定						
葛島山	(平成25年4月～平成35年3月)・・・第2期協定													
秦山	(平成26年4月～平成36年3月)・・・第2期協定													
ノツゴ山	(平成26年4月～平成36年3月)・・・第1期協定													
経 過	<p><平成13年> 市内の候補地12箇所から，3箇所（鹿児山，秦山，ノツゴ山）を最終候補地として指定に関する説明会を開催。</p> <p>◆主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定や協定されることでの制限が多い。 ・地権者として義務を負ってまで里山に賛同できない。 ・里山と言うことで見ず知らずの人に立ち入られることは困る。 ・畑，墓地等に利用しており里山として指定される理由がない。 ・指定や協定をする場合は防災工事，森林整備等の支援をしてほしい。 <p>里山保全地区の指定に関しては，かならずしも地権者の同意を必要としない指定先行型という方法が採用されたが，地権者等から反対意見が出されたこと等から，鹿児山とノツゴ山は指定に至らなかった。結果，急遽指定の申し出のあった葛島山と秦山の2箇所を里山として指定。</p> <p>里山の指定により，不法侵入やプライバシーの侵害がされるのではないかなど，不安要素が多く，地権者側と行政側との思いの食い違いが目立った。</p> <p><平成23年以降> 平成23年度から24年度にかけて，里山保全制度の見直しがなされ，下記の3つのモデル地区で里山保全事業における課題への検討や実行性を高めるための検証を実施。</p> <p>1) ノツゴ山 東日本大震災を契機に，ノツゴ山周辺の梶ヶ浦防災会より里山の指定などにより防災機能の整備をしてほしいとの要望を受け，これまでの指定先行型ではなく要望型による里山の指定を検証。</p> <p>2) 葛島山 防災柵の設置や間伐，下草刈りを実施し，災害時の避難場所として整備。里山事業の一つの完成形に位置づけ，事業活用のメリットPR。</p> <p>3) 烏帽子山南麓（南ヶ丘） 南ヶ丘団地自治会有志により，烏帽子山南麓にある団地隣接地（市有地）の遊歩道設置や間伐等により「憩いの森」計画が進められている。その東側をモデル地区として，森林救援隊等との協働で里山整備を行うとともに，環境学習を通じて，子ども達を含む地域のコミュニティーの場としての里山のあり方を探る。指定地区外。</p>													

2 里山保全審議会及び対策委員会 経過

<平成23年度>

<p>第1回 里山保全対策委員会 (5月)</p>	<p>【議 題】 ・高知市里山保全条例についての説明, 現在までの取組み ・里山保全制度の再構築について, 今後のスケジュール ・先進都市における里山保全活動状況</p> <p>◆意 見 ・里山の定義をどうするか(市街化区域, 市街化調整区域)。 ・開発抑制の色合いが強い現状から, コミュニティーの再構築, 防災機能等の位置づけを見直し, 生物多様性の基盤となる里山保全の実現。 ・現状, 津波浸水地域が多々あるわけで, 市街化区域や調整区域の山を宅地化することになれば, この事業はご破算になる可能性もあるのでは。</p>
<p>第1回 里山保全審議会 (7月)</p>	<p>【議 題】 ・里山保全に関する今後の方向性について</p> <p>◇概 要 事務局より, 里山保全事業に関し, これまでの経過及び現状の説明, 再構築の必要性を説明した。 説明を受け審議会委員から, 市域全体を対象とし目的に沿った方法での機能重視した里山の指定, 指定後の維持管理手法, PRまたは啓発等についての意見が出され, 本会の意見を踏まえ次回審議会では, 今後の方向性について事務局から案を提示することとなった。</p>
<p>第2回 里山保全対策委員会 (11月)</p>	<p>【議 題】 ・里山保全事業の経過報告 ・里山保全事業の見直し(案)</p> <p>◆意 見 ・里山に対する市民の要望が少ないように思われる。市民の参加がないと進まない。 ・防災の避難路と里山は個別に考えるべきだと思うが, 防災機能に特化した里山等, 各山の特色を活かすのであれば, 効果のある整備になるよう総合的に判断すべき。 ・里山とはこういうものだというイメージを提示する必要がある。</p>
<p>第2回 里山保全審議会 (2月)</p>	<p>【議 題】 ・里山保全事業の見直しについて</p> <p>◇概 要 事務局より, 里山保全事業が進んでいない現状を整理し, 今後に向けての課題解消のためモデル地区の設定を行い, 検証を行っていくことの説明。またモデル地区に選定した葛島山は里山保全地区に指定されているが, 今まで調査が行われていなかった為, 現在調査を行っており, その中間報告を行った。 説明を受け審議会委員から, 里山の重要性を感じさせる体験型学習会やコミュニティーの活性化により, 次世代の子ども達を含めた里山の維持管理ができる仕組みや広報・啓発活動等についての意見が出され, 本会の意見を踏まえ, 次回審議会では, モデル地区の視察及び進捗状況を説明することとなった。</p>

<p>第1回 里山保全審議会 (5月)</p>	<p>【議 題】 ・モデル地区視察 ・平成24年度の里山保全事業(案)について</p> <p>◇概 要 事務局より、平成24年度里山保全事業について、具体的な事業展開を説明。また、会議に先立ち、モデル地区としている葛島山及び春野町南ヶ丘への視察を行った。 説明を受け審議会委員から、里山への共通認識を再度確認しながら、地域に合わせた里山保全を進めるよう提言があった。次回審議会では、事業進捗状況を説明することとなった。</p> <p>◆意 見 ・環境学習の実施は、人の集め方、体験学習のやり方等のノウハウをボランティア団体から学び、アドバイスをもらいながら検討すべき。 ・ノツゴ山では、防災組織の方にも本来の里山としての活用を理解していただけるよう進めないといけない。防災と環境の二つの考えは、排反しないで上手くいくのではないかな。</p>
<p>第2回 里山保全審議会 (11月)</p>	<p>【議 題】 ・モデル事業の中間報告及び新制度(案)の検討</p> <p>◇概 要 事務局より、平成24年度の里山保全事業のモデル地区の進捗及び中間報告について説明。また、これまでの検証から現行制度の市民の里山の位置づけの変更を新制度案として説明。 説明を受け審議会委員から、提案した市民の里山の制度については、現在よりも複雑になり、修正の必要性について提言があった。次回審議会では、モデル地区の検証結果、本会の意見を加味した新制度(案)の提示、ノツゴ山の里山保全地区の指定・葛島山里山保全地区の協定更新について説明することとなった。</p> <p>◆意 見 ・里山の学習会も、地域社会に根ざしたPRを。各奉仕団体と協力し、参加人数を増加する努力をする必要がある。持ち帰ることができる学習会を。 ・新制度案の市民の里山から始めると、市民の方が自分達の好きな木を植え、里山というより都市公園化するのではないかと心配。 ・里山保全地区の最終理念を市民の里山とすれば、里山保全地区はそれを実現するためのモデル地域。市民の里山を並列にしてしまうと、イメージが煩雑になり里山保全地区の位置づけが市民のニーズと離れるのではないかな。里山保全地区というのは、里山保全の目的を達成するための一つの選択肢・方策。</p>
<p>第3回 里山保全審議会 (2月)</p>	<p>【議 題】 ・葛島山の里山保全地区の協定更新について ・ノツゴ山の里山保全地区指定について ・高知市里山保全事業モデル事業での検証</p> <p>◇概 要 ・葛島山とノツゴ山については、原案どおり議決を確認。 ・事務局より、平成24年度設置した3つのモデル地区での事業検証を説明。 説明を受け審議会委員から、現在までの指定先行型の手法を用いて設置した里山保全地区と今回の市民からの要望に基づいて設置した里山保全地区について、市民活動等、今後どのような違いがあるか比較研究して欲しいとの意見があった。</p> <p>◆意 見 ・ノツゴ山は、非常にいい植物が残っているので、植生管理計画を立て、モザイク状に様々な植生が存在する豊かな里山になるようすすめて欲しい。 ・先行型と要望型は、これまでの条例の範囲で十分対応できるので、条例自体を改正する必要は無いと思う。ただ、要望型の詳細調査をどの段階で実施するかが課題。</p>

<平成25年度>

<p>第1回 里山保全審議会 (11月)</p>	<p>【議 題】 ・「秦山」里山保全地区の第2期協定締結について(諮問) ・「ノゾゴ山」調査結果及び保全計画について ・「ノゾゴ山」協定書(案)について ・「秦山」里山指定地区変更の要望について</p> <p>◇概 要 秦山の第2期協定締結について、審議会へ諮問し、原案のとおり議決を得た。ノゾゴ山の協定締結の基礎資料となる現況調査の結果等について受託業者より説明を受け、また協定書(案)についても、地権者・地域活動団体・行政の三者間での協定を説明し、了承を得る。秦山の指定地区変更の要望については、公益面においても変更はしない方向でご理解いただきたいとの旨を再度事務局から地権者へ説明することとなった。</p> <p>◆意 見 ・秦山については急傾斜地等の公開・広報等の対応を望む。 ・ノゾゴ山の保全計画については、少し精度が荒いように感じる。指標木、湧き水地点等の調査をすれば、より具体的な提案になるのではないかと。 ・ノゾゴ山の活動計画については、行政が主体となるのではなく、住民側が先に進んでいくようなスタイルで地元と十分な審議をした上で計画を作成して頂きたい。</p>
<p>第2回 里山保全審議会 (2月)</p>	<p>【議 題】 ・「秦山」里山保全事業進捗報告 ・「ノゾゴ山」里山保全地区の協定締結について(諮問) ・平成26年度高知市里山保全事業計画について</p> <p>◇概 要 事務局より、秦山の第2期協定の進捗、里山保全事業補助金の活用、前回の審議会で審議された里山保全地区指定変更に関して報告。また、ノゾゴ山の協定締結について審議会へ諮問し、原案のとおり議決された。なお、次年度の高知市里山保全事業計画についても説明し、了承を得た。</p> <p>◆意 見 ・秦山・・・竹林について継続的な整備をする必要がある。大雨などの災害面でも重要な部門であるので、対応をお願いする。 ・ノゾゴ山・・・避難道の確保が重要となる。防災対策部とも連絡を取り合い、防災会・町内会へ協力を求めることで、取組みが進むのではないかと。ノゾゴ山の道は、人が行き来しやすいような道で、なるべく階段を無くし、幅を持たせたら、維持管理作業もし易く、防災面からもよい。 ・葛島山・・・設置する看板については、地域の協力を得て、清掃してもらうことが出来ればきれいに保つことができるのではないかと。 ・里山というのは、住民の方が里山へ行く動機を作るのが一番大事である。防災にしても、そういうソフト面の対応を望む。</p>

<平成26年度>

<p>第1回 里山保全審議会 (2月)</p>	<p>【議 題】 ・会長・副会長の選出 ・平成26年度高知市里山保全事業取り組み報告及び次年度事業計画 ・高知市里山保全事業補助金交付要綱に係る検討</p> <p>◇概 要 ・本年度の各地区(秦山、葛島山、ノゾゴ山)の取組みを説明。 秦 山・・・地域住民等による里山の利活用の促進に向けて 葛島山・・・看板設置、防災対策部による避難路整備について ノゾゴ山・・・環境部による中規模整備の実施及び講習会の開催について ・補助金交付要綱については、要綱の運用について提案をおこない、原案のとおり了承を得た。</p> <p>◆意 見 ・葛島山については、子ども達に里山を認識してもらえよう、学校等へ働きかけを望む。 ・各地区地域住民等への支援を望む。</p>
---------------------------------	---